

令和7年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修
募集要領 **FJ3・FJ4 コース(追加募集用)**

1	目的	2
2	指定研修事業者	2
3	研修課程と募集定員	2
4	受講資格(研修対象者)	2
5	研修カリキュラム	4
6	研修の実施方式、コース日程及び会場	4
7	受講料	5
8	「実践研修」神奈川県指定研修事業者	5
9	申込みについて	5
10	受講の選考について	6
11	受講者の決定及び通知	7
12	事前課題	7
13	本人確認	7
14	効果測定	7
15	修了証書	7
16	個人情報の取り扱い	8
17	その他留意事項	8
18	問合せ先	8
	[編集発行／サビ児管 基礎研修・実践研修運営団体]	9

令和7年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修募集要領 [FJ3・FJ4 コース(追加募集用)]

本研修は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 指定研修事業者

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会(指定番号:002)

3 研修課程と募集定員

研修課程:サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修募集定員:

FJ3: 84 名 FJ4: 84 名

4 受講資格(研修対象者)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修課程(基礎研修、補足研修)を修了後、実践研修受講開始前までに2年以上かつ360日以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある者で、指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者(※)

【留意事項】

ア 基礎研修課程を修了とは

「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修(相談支援従事者初任者研修講義部分)」のいずれも修了すること。両研修のどちらか遅い修了日が基礎研修課程の修了日の起算日となる。

イ 実践研修受講開始日は、講義視聴期間の関係により、FJ3:令和8年1月7日 FJ4:令和8年2月4日とする。

ウ 上記イにより、今回の実践研修の主な対象者は、FJ3:令和6年1月6日まで、FJ4: 令和6年2月3日までにサービス管理責任者等補足研修(または相談支援初任者研修講義部分)、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修(旧分野別を含む)修了したものを想定する。

エ 平成31年3月31日までに両研修(旧分野別研修、補足研修)の修了者で、令和5年度までに、更新研修を受講していない者は、当研修の受講が必要となる。

オ ※今後、国等により受講資格の変更があった場合はその詳細に従い、変更する。

A 実践研修受講対象

基礎研修課程(※1)を修了後、実践研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上(※2)相談支援の業務(※3)又は直接支援の業務(※4)に従事した者

B 実践研修受講対象

平成31年4月1日までにサービス管理責任者研修(旧分野別研修)を修了した者であって、同日以後にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修等の修了者となった者

(Aに定める相談支援又は直接支援の業務に従事した者に限る)

➤ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修と補足研修はどちらを先に受講するかは問わない

※1 基礎研修課程を修了とは

「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）のいずれも修了すること

※2 2年以上とは

業務に従事した期間が2年以上あり、かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう
※上記、OJTの6か月短縮等、サビ児管の研修、配置に関する詳細は、障害福祉情報サービスかながわ・書式ライブラリ7番・
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修のカテゴリにある各種書類で、ご確認ください。

○ url:<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=13139>

※3 相談支援の業務とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
(児発管の場合は児童への相談、助言、指導その他の支援業務も含む)

※4 直接支援の業務とは

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(児発管の場合は児童への介護、訓練等の業務も含む)

【6ヶ月以上の実務経験(OJT)取扱いについて】

令和5年6月 30 日の告示改正により、実践研修受講必要な実務経験が以下の要件をすべて満たす場合は、「6ヶ月以上」とする取扱いとなりました。

要件1:基礎研修受講開始時において既実務経験を満たしている。[配置条件の実務経験年数]

要件2:実践研修を受講するための実務経験(OJT)として 障害福祉サービス事業所等において、障害福祉サービスに係る個別支援計画作成の業務に従事する。

要件3:上記について、指定権者に届け出をし、受理されている。

※要件を満たした場合はOJT6ヶ月以上に短縮できますが、原則2年間です。

この件についての詳細は、障害福祉情報サービスかながわの書式ライブラリに各通知、書式が掲載されております。

5 研修カリキュラム

原則として、講義・演習を下記のカリキュラムで実施します。事前にe ラーニングによる講義視聴があります。

【標準カリキュラム】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修は同一カリキュラムになります。

	科目名	時間数
1	障害福祉等の制度に関する講義	1.0 時間
2	サービス提供に関する講義及び演習 ・モニタリングの方法 ・個別支援会議の運営方法	6.5 時間
3	人材育成の手法に関する講義及び演習 ・サービス提供職員への助言・指導について ・OJTとしての事例検討会の進め方	3.5 時間
4	多職種及び地域連携に関する講義及び演習 ・サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割 ・自立支援協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み ・サービス担当者会議と自立支援協議会の活用についてのまとめ	3.5 時間
合計		14.5 時間

6 研修の実施方式、コース日程及び会場

(1) 講義の実施方式等

講義は次の方法により実施いたします。

ア 指定研修事業者が収録し、所定のインターネット上(以下、ウェブ)の遠隔教育システム

(以下、eラーニングサイト)において配信する講義映像(3時間程度を予定)を受講者は各自可能な環境下において、演習日の前日までに視聴を完了します。講義の視聴と演習日の受講を逆転することはできません。演習日4日前までに視聴終了されていない場合、当会より連絡する場合があります。

動画の視聴には通信料が発生します。スマートフォンでの視聴を避けるなど、通信制限がかからない環境下での視聴を推奨いたします。

なお、動画の全部または一部について、録画・録音・複製・使用・第三者への配布(動画視聴のためのID、パスワードを第三者に提供することを含む)を禁止します。

(2) 演習のコース日程及び会場

コース	募集期間	講義配信 (e ラーニング)	演習日(集合研修)	時間	会場
FJ3	11月25日～ 12月5日	令和8年1月7日 ～演習日の前日	令和8年1月28日(水)	(1日目)9:30～18:40	ウェーリング横浜 研修室
			令和8年1月29日(木)	(2日目)9:30～17:40	
FJ4		令和8年2月4日 ～演習日の前日	令和8年2月25日(水)	(1日目)9:30～18:40	
			令和8年2月26日(木)	(2日目)9:30～17:40	

【留意事項】

- ① 本研修は本会を含め神奈川県の指定を受けた研修事業者が計画した各コースを実施いたします。どのコースも研修内容は同一です。
- ② 本会以外のコースを希望される場合には、「8」の研修事業者一覧を参照し、それぞれの指定研修事業者のホームページから、実施要領等を入手してお申込みください。

7 受講料
33,000円(税込)

※受講料の振込方法は受講決定通知に同封して送付します。

※納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

※受講料の振込手数料・会場までの交通費その他については受講者負担にてお願いします。

8 「実践研修」神奈川県指定研修事業者
(1) 「実践研修」を担当する指定研修事業者
【指定研修事業者一覧】

	研修事業者	事業者連絡先
1	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 (指定番号:001)	連絡先 TEL : 045-534-6215 URL: https://www.kfkc.jp/
2	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 (指定番号:002)	連絡先 mail: sabikan@kanafuku.jp URL: https://www.kanafuku.jp/
3	特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 (指定番号:004)	連絡先 TEL : 046-240-1961 URL: https://www.stro.or.jp/
4	合同会社中川(東北福祉カレッジ) (指定番号:005)	連絡先 TEL : 022-256-1931 https://tohoku-fukushi.com/

9 申込みについて

(1)申込み方法

- 法人申し込み ⇒ 法人の担当者が受講希望者を取りまとめて申し込み
- 個人申し込み ⇒ 受講希望者本人が研修サイトにて申し込み *選考基準で優先順位は下がるが申し込みは可能

以下1~3は法人・個人共通

1. 研修サイトの申込みフォームで申込みをしてください。
2. 住所、連絡先電話番号、FAX番号、メールアドレスは受講希望者本人と連絡が取れるものを記入してください。
3. 申込完了メールは配信しておりません。申込内容等は各自で保存してご確認ください。

※ 申込内容に、虚偽や不備がないようにお願いいたします。入力項目・添付書類に不備があると受付処理ができません。

(2)本人確認書類

お申し込み時、本人確認書類(13 本人確認)を提出いただきます。申込フォームで添付してください。

データは本人確認書類をスキャンか、写真を撮って添付してください。[データ容量は2Mまで]

フォーム添付が難しい方は事務局までご相談ください。

(3)修了証書の添付について

お申し込み時に、①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修(分野別含む)と②補足研修(または相談支援専門員初任者研修講義部分)」の両方の修了証書のコピーを提出いただきます。申込フォーム上で添付ができます。データはPDF形式のみ受け付けます。[写真は不可。]

フォーム添付が難しい方は事務局までご相談ください。

(4)申込期限

令和7年12月5日(金)17時

※FAX、メール、電話では申し込みできません。

【留意事項】

①申込の「サービス管理責任者等研修の修了状況について」には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修「基礎研修」、「補足研修」(相談支援専門員初任者研修講義部分)の修了証書の内容を記載する項目があります(修了年月日、研修事業者名、修了研修名、修了番号)。また、申込時に上記修了証書を添付していただきます。

修了証書を紛失し、修了証書に記載された項目が不明の場合は、修了証書の交付を受けた研修事業者(研修事業者が不明の場合は、研修を受講した都道府県)に照会し、「研修修了証明書」等の交付を受けて確認してください。指定研修事業者によって、交付を受けるための手続きに一定の期間を要することもありますので、申込期限を勘案し、余裕を持った手続きを行ってください。なお、手続きに時間を要したことによって申込期限が過ぎた場合も、申込みを受け付けることはできませんのでご注意ください。

10 受講の選考について

受講申込者が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」の「神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準(実践研修)」に基づき受講者を決定します。

神奈川県サービス管理責任者等研修 受講者選考基準（実践研修）

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、研修ごとに次の選考基準Ⅰから順に受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ：先に県内の事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置（予定）の受講申込者

基準Ⅱ：法人（※1）からの受講申込者

基準Ⅲ：配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が未配置の事業所等に、研修修了後、直ぐに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ② やむを得ない事由によるみなし配置（※2）でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されている（予定）の者で、当該回に受講しなければ人員基準を満たせなくなる者
- ③ 当該研修修了後に新規指定事業所又は既存事業所のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置される予定の者で、当該回に受講しなければ人員基準を満たせなくなる者
- ④ 人員基準の規定により複数のサービス管理責任者の配置が義務付けられている事業所において基礎研修課程修了者を配置している者
- ⑤ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置、交代が必要になった場合に備え、資格者を用意する者
- ⑥ 配置予定はなし

基準Ⅳ：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「基礎研修課程」の修了日が早い者

※1 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要とされる事業所を運営する（予定）の法人のことをいう。

※2 事業所の責に帰さないやむを得ない事由によりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠如し、かつ当該事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を直ちに配置することが困難であり、実務経験要件を満たす者を配置することを指定権者である自治体が認めた場合

上記選考基準により選考を行ったうえで、同法人内での優先順位を考慮します。よって選考の優先順位と法人からの優先順位は必ずしも一致しません。

11 受講者の決定及び通知

- (1)受講者は、申込み内容を審査の上で決定し、申込み時に記載のあった送付先に受講決定の通知を送付します。受講見送りの場合はEメールにて通知いたします。
- (2)期日までに申し込んだ内容(実務経験記載欄を含む)の確認により、受講者を決定いたします。
- 同一法人であっても受講決定後の受講者の変更は認められません。
- (3)受講決定等の通知は**12月中旬ごろ**発送予定です。通知が届かない場合は、研修運営事務局
(公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 巻末に記載の運営事務局)にお問い合わせください。

12 事前課題

本研修では、演習日の1週間前までに事前課題を提出いただいております。事前課題の詳細は受講決定時にご案内するとともに、所定のeラーニングサイトに掲載します。

13 本人確認

演習日程中に本人確認を行いますので、本人確認のできる公的証明書を、必ずご持参ください。

本人確認にあたり、有効な公的機関発行の証明書一覧

証明書等名称	
1	住民票の写し
2	マイナンバーカード
3	健康保険証
4	運転免許証
5	年金手帳
6	パスポート
7	国家資格等を有する者については、免許証又は登録証等
8	生活保護受給証明書
9	在留カード等

○申込み書類に証明書のコピー1部(運営事務局保管用)を所定のフォームに貼って添付の他、研修演習日に本証による本人確認をいたします。

※研修当日の確認方法については受講決定通知に合わせてお知らせします。

※ご不明な点がある場合は、事前にお問合せください。

14 効果測定

講義(映像配信又は放送会)時に簡易テストを、演習時には理解度を確認する効果測定をそれぞれ行います。

15 修了証書

研修のカリキュラムを全て修了したと認められる者に、研修最終日の研修終了後に手渡しで修了証書を交付します。

修了証の研修名の表記は基礎研修で交付されたものと同一となります。

修了証については以下の項目をすべて満たしていただく必要があります。

*Web配信による講義の視聴と視聴後の簡易テス�回答、提出

*事前課題の提出

*演習2日間の全項目を受講

※遅刻、早退、電話連絡等による途中退出があった場合や講義視聴後の簡易テスト、事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。

その他、受講態度が著しく悪く(途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の許可なき使用など)の場合は、以後の研修受講を認められず、修了証を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

16 個人情報の取り扱い

申込に係る書類等に記載された個人情報については、本会個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき適正な管理を行い、本研修事務及び修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

17 その他留意事項

- 受講決定者は全日程を受講する必要があります。15に記載しているように、遅刻や早退、著しく受講態度が悪い(私語、居眠り、携帯電話やその他の携帯機器類などの許可なき使用等)決められた期日までに事前課題を提出しないなどある場合は修了証書を交付できませんのでご注意ください。
- 演習会場等への来場の際は、通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。
- 自然災害(台風等)などにより開講が危ぶまれる場合は、研修当日の午前7時に神奈川県に警報が発令されていた場合、研修を中止・延期いたします。その他のお知らせがある場合は、申込時にご登録いただく、e-mailアドレスにご連絡をいたします。@kanafuku.jp のつくメールアドレスからのメールは受信できるよう、予め設定をしてください。
- その他、受講申込書類の不備や、不正記述、同一人物の複数コースへの同時申込みは、発見次第、受講見送りといたしますのでご注意ください。
- 虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。
- 「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修」は、どちらを先に受講しても差し支えありません。
- 社会状況(感染症を含む)により、国・県・会場等の指示があった場合、研修方式の変更や、延期・中止となる可能性があります。その旨をご理解・ご了承ください。
- 変更等があった場合は申込時にご登録いただく、メールアドレスにご連絡をいたします。

18 問合せ先

(1)サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先

事業所 所在地域	指定権者(担当)連絡先
横浜市	<p>〔障害者〕 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 Eメール : kf-syositei@city.yokohama.lg.jp</p> <p>〔障害児〕 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 Eメール : kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp</p>
川崎市	<p>川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 電話:044-200-2927 FAX:044-200-3932 Eメール: 40sidou@city.kawasaki.jp</p>
相模原市	<p>相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 TEL 042-769-1394</p>
横須賀市	<p>横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 TEL 046-822-8411 Eメール shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp</p> <p>※問合せは原則Eメールでお願いします</p>
上記以外 の市町村	<p>神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ TEL 045-210-4717・ 4732</p>

実務経験証明書について

当研修の受講申込書に実務経験証明書を添付する必要はありません。
実務経験証明書は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者等の指定申請を行う場合及びサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の変更を行う場合に必要となります。
研修申込の実務経験記載欄は配置にあたっての実務経験を証明するものではありません。
実務経験として該当するか否かは事業所を所管する県・指定都市又は中核市にご確認ください。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「補足研修」「更新研修」の問合せ先

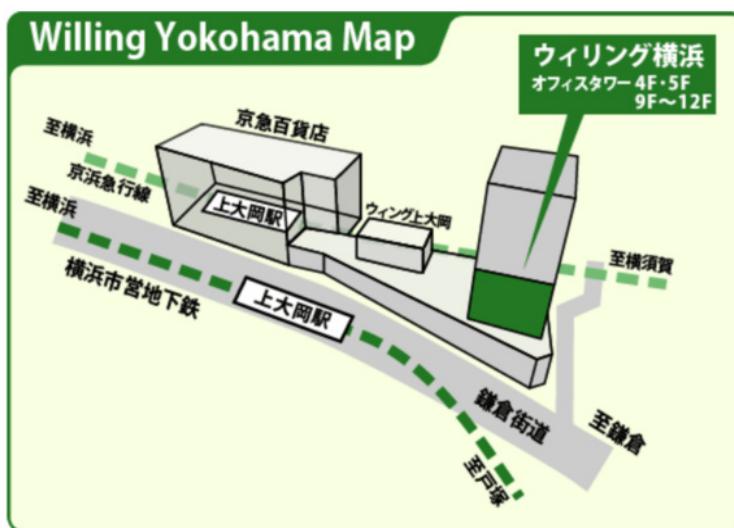
研修事業者／連絡先／ホームページ
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク (指定番号:003) TEL:046-206-7265 URL: https://www.kcn.or.jp/

【演習会場案内】

福祉保健研修交流センター ウィリング横浜

【社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 管理施設】

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー内



京浜急行/横浜市営地下鉄「上大岡」駅下車 徒歩5分～8分(駅改札により)

各駅の改札からの道順は、ウィリング横浜のサイト内アクセスのページでご確認ください。

<https://www.yokohamashakyo.jp/willing/access/>

[編集発行／サビ児管 基礎研修・実践研修運営団体]

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 かながわ福祉大学校

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23日土地山下町ビル9階

Mail:sabikan@kanafuku.jp

公式サイト:<http://www.kanafuku.jp>